

平成 25 年 4 月

年金資産の運用に関する基本方針

ジェーシービー企業年金基金（以下「当基金」という）は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。当基金から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」の規定を遵守し年金資産の運用、管理を行うこととする。

（運用目的）

- 1 当基金は、企業年金基金規約に規定した年金給付金および一時金等（以下「給付費等」という）の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

（運用目標）

- 2 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には年金財政上の予定利率を上回るものとする。

また、各運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を長期的に上回るとともに、各運用受託機関においては、各運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

（資産構成）

- 3 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定め、これを維持するよう努める。この政策アセットミックスは、年金制度の成熟度等を勘案し、長期的観点から策定する。この政策アセットミックスは原則 5 年程度の期間毎に見直しを行うが、基金を取り巻く環境の著しい変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

（運用にあたっての留意事項）

（リスク管理）

4—（1）

当基金は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

- ・政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。
- ・合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル（ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス等）について、当基金で想定するスタイルと合致しているかを判別すること。
- ・金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて受託運用機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

（運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価）

4－（２）

①前述の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに可能な範囲で運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し投資対象資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、当該運用受託機関の下記項目等を十分に検討するものとする。

- ・ 経営理念、経営内容および社会的評価
- ・ 企業年金制度に対する理解と関心
- ・ 運用方針および運用スタイル・手法
- ・ 情報収集体制や意思決定プロセス等運用管理体制
- ・ 法令遵守体制
- ・ 運用担当者の能力・経験実績等
- ・ 年金運用における経験と実績
- ・ 過去の運用実績（パフォーマンス）

②運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。

③運用受託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として1年及び3年とし、1年ごとの評価に基づき各運用受託機関への新規掛金の配分について見直すほか、3年ごとの評価に基づき委託資産総額の見直しを行う。なお、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不相当と認められる場合等は、この限りではない。

○定量的評価

- ・運用資産ごとの評価
各資産ごとの時間加重収益率とベンチマークを比較することにより行う。

- ・資産全体の評価
資産全体の時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。
- ・運用受託機関相互の比較評価
資産ごとの時間加重収益率および資産全体の時間加重収益率につき、比較対象として適当な運用機関ごとに比較することにより行う。

なお、各運用資産ごとのベンチマークは次の指標を用いることとする。

- ・国内債券 NOMURA-BPI (総合)
- ・国内株式 TOPIX (配当込み)
- ・外貨建債券 シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算)
- ・外貨建株式 MSCI (KOKUSAI、円換算・配当再投資)
- ・短期資産 コール・ローン (翌日物、有担保)
- ・その他資産 (オルタナティブ等) 別途協議するものとする

○定性的評価

各運用受託機関の組織、運用哲学、運用プロセス、リスク管理、運用能力等につき検討・評価を行う。また、運用実績の報告書やミーティングを通じてディスクロージャー等についても評価を行う。

(運用業務に関し遵守すべき事項)

4- (3)

資産の運用に当たって、次の事項を遵守するものとする。

○各運用資産の共通事項

- ・運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とする。
- ・各運用資産ともフルインベストメントを心がけ、余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
- ・有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえて低くするようなことは避けること。
- ・デリバティブの利用に当たっては、原則、原資産の価格変動リスクのヘッジ若しくは原資産の代替を目的として、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。なお、ヘッジ目的以外でのデリバティブの利用およびレバレッジ取引等を行う場合は、事前に運用受託機関と協議すること。
- ・セキュリティ・レンディングについては、原則として容認する。ただし、その

実行に伴う信用リスクについては、十分な注意を払うこと。

○国内債券

- ・ 投資対象は円建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

○国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引を行う場合は、運用受託機関と協議すること。

○外貨建債券

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

○外貨建株式

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・ 信用取引を行う場合は、運用受託機関と協議すること。

○その他資産（オルタナティブ投資等）

- ・ オルタナティブ、不動産、不動産ファンド等の資産に関しては、事前に受託運用機関と協議し、そのリスク・リターン特性、流動性や適正な時価評価、組入れ比率等について検討を行うこと。

（その他）

- 5 当基本方針は、当基金の状況、当基金を取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合があります。その場合、変更内容は資産運用委員会の承認を受けるとともに、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

附則

この基本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(別紙)

(単位 : %)

資産分類	比率
国内債券	48
国内株式	20
外貨建債券	12
外貨建株式	20
その他資産	0
合計	100